

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

GENIAC

生成AIの開発競争が激化する中、経産省は日本の開発力強化のため、基盤モデルの開発に必要な計算資源の提供や関係者間の連携促進等を行うプロジェクトを開始。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

2/ 5(月) 先勝
6(火) 友引
7(水) 先負
8(木) 仏滅
9(金) 大安
10(土) 先勝 旧暦1月1日、中国の春節(旧正月)
11(日) 友引 建国記念の日

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
1/29(月)	36,027 △276	147.79 ▼0.02
30(火)	36,066 △39	147.23 △0.56
31(水)	36,287 △221	147.65 ▼0.42
2/ 1(木)	36,011 ▼276	146.80 △0.85
2(金)	36,158 △147	146.62 △0.18

給与所得に係る定額減税の実施方法

令和6年度税制改正により、納税者及び配偶者を含む扶養家族1人につき、令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税から1万円を控除する定額減税が実施される予定です(納税者の合計所得金額が1805万円超の場合は対象外)。

◆ 給与所得に係る所得税の定額減税

令和6年分の所得税については、「本人3万円」と「同一生計配偶者又は扶養親族1人につき3万円」の合計額が控除する定額減税額となります(同一生計配偶者とは納税者と生計を一にする合計所得金額48万円以下の配偶者です)。

給与所得者に対する定額減税の実施方法は、扶養控除等申告書を提出している給与所得者(いわゆる甲欄適用者)を対象として、①令和6年6月以後最初に支払う給与等の源泉徴収税額から定額減税額を控除(控除しきれない金額は以後に支払う給与等の源泉徴収税額から順次控除)する「月次減税事務」と、②年末調整の際、その時点の定額減税額に基づき精算を行う「年調減税事務」の2つの事務を行うこととなります。

◆ 給与所得に係る個人住民税の定額減税

令和6年度分の個人住民税については「本人1万円」と「控除対象配偶者又は扶養親族1人につき1万円」の合計額を所得割額から控除します(控除対象配偶者とは同一生計配偶者のうち、合計所得金額1千万円以下の納税者の配偶者です)。

給与所得に係る特別徴収については、令和6年6月に給与の支払をする際は特別徴収を行わず、定額減税額を控除した後の年税額を令和6年7月～令和7年5月までの11ヵ月で均して毎月徴収します。

■ この記事の詳細は、情報BOX201505

被災者に係る雑損控除等の特例措置

災害によって住宅や家財などに被害を受けた方は「雑損控除(所得控除)」又は「災害減免法による所得税の軽減免除」のどちらか有利な方法を選択し適用できます。また、個人事業者は「被災事業用資産等の損失の必要経費算入」により所得税等を軽減できます。

政府は令和6年1月1日に発生した能登半島地震による災害について、発災日が令和5年分所得税の課税期間に極めて近接していることから、上記の雑損控除等を令和5年分の所得税(個人住民税は令和6年度分)から前倒しで適用できるようにする特例措置を閣議決定しました(開会中の通常国会で法案成立後に施行)。

★★★ 2月のチェックポイント ★★★

- ※贈与税の申告と納付は2月1日～3月15日。
- ※所得税の確定申告と納付は2月16日～3月15日。給与所得者でも給与収入が2千万円を超える方や副収入等の所得が20万円を超える方などは確定申告を行う必要があります。
- ※新型コロナやインフルエンザの感染者が全国的に増加していますので、予防対策を行います。
- ※2月1日～3月18日は「サイバーセキュリティ月間」。情報漏えい等の被害にあわないためにもセキュリティ対策に取り組むことが重要です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

定額減税の概要と給与所得に係る減税の実施方法

令和6年税制改正において、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の個人住民税から1万円の定額減税を実施することが盛り込まれており、法案が成立した場合には令和6年6月から定額減税が実施されることとなります。

◆所得税に係る定額減税の概要

◎対象者

令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下（給与所得のみの場合は給与収入が2千万円以下※）である方です。

※子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は2,015万円以下。

◎定額減税額

定額減税額は、次の合計額です。ただし、その合計額が令和6年分の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

①本人（居住者に限る）3万円

②同一生計配偶者※又は扶養親族※（いずれも居住者に限る）1人につき3万円

※「同一生計配偶者」とは、納税者と生計を一にする配偶者で、年間の合計所得金額が48万円（給与所得のみの場合は給与収入103万円）以下の人をいい、合計所得金額が900万円超である者の同一生計配偶者（非源泉控除対象同一生計配偶者）を含みます。なお、合計所得金額48万円超の配偶者は、配偶者自身が減税の対象となります。

※「扶養親族」とは、納税者と生計を一にする配偶者以外の親族で、年間の合計所得金額が48万円（給与所得のみの場合は給与収入103万円）以下の人をいいます。

◎給与所得者に係る定額減税の実施方法

扶養控除等申告書を提出している給与所得者（いわゆる甲欄適用者）については、その主たる給与の支払者のもとで、次により定額減税額の控除が行われます。

①令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等（賞与を含む）に係る源泉徴収税額からの定額減税額を控除する「月次減税」を行います。控除しきれない部分の金額については、以後令和6年中に支払う給与等に係る源泉徴収税額から順次控除します。

②年末調整の対象者で、かつ、令和6年中に支払の確定した給与等を基に年末調整により計算した年調所得税額がある人は、その年調所得税額から年調減税額を控除する「年調減税」を行います。なお、年調所得税額から年調減税額を控除した後の金額に102.1%を乗じて、復興特別所得税を含めた年調年税額を計算します。

※合計所得金額が1,805万円を超える人であっても、主たる給与の支払者のもとでは令和6年6月以後の各月において月次減税の適用を受けることになり、年末調整の対象外となる人は確定申告で最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算を行うこととなります。

◆個人住民税に係る定額減税の概要

◎対象者

前年の合計所得金額が1,805万円以下（給与所得のみの場合は給与収入が2千万円以下）である所得割の納税義務者に係る所得割額から定額減税額を控除します。

◎定額減税額

令和6年度分の所得割額から控除する定額減税額は、次の合計額です。ただし、その合計額が所得割額を超える場合には、所得割額を限度とします。

①本人1万円

②控除対象配偶者※又は扶養親族（いずれも国外居住者を除く）1人につき1万円

※「控除対象配偶者」とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1千万円以下である納税義務者の配偶者をいいます。

なお、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（国外居住者を除く）を有する者※については、令和7年度分の所得割額から1万円を控除します。

※合計所得金額が1千万円超である納税義務者で同一生計配偶者を有している人。

◎給与所得に係る特別徴収の実施方法

特別徴収義務者は、令和6年6月に給与の支払をする際は特別徴収を行わず、定額減税額を控除した後の個人住民税の年税額の11分の1の額を令和6年7月から令和7年5月まで、それぞれの給与の支払をする際に毎月徴収します。

※合計所得金額が1,805万円を超える人については、本則どおりの徴収方法となります。